

議案第八十六号

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の感動を復興への歩みを加速させる力に変えることを求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和元年六月十四日

福島市議会議長 半沢正典様

提出者

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック調査特別委員会 委員長 高木克尚

(別紙)

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の感動を復興への歩みを加速させる力に変えることを求める意見書

国は二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを復興五輪として位置づけ、世界の注目が日本に集まるこの機会を最大限に生かし、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取り組みを進めるとしており、本市においても様々な取り組みが行われている。第一原子力発電所事故の被災以降、世界中からの支援と励ましを受け復興に向けて歩んできた本市をはじめとする被災地は、これまで世界中から受けた支援や励ましに応えるため、感謝の気持ちと復興に歩む元氣な姿を伝えてきたところである。これまで世界中から受けた支援や励ましに込めるため、感謝の気持ちと復興に歩む本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故のイメージが強く残るなど、正確な理解を得られていないのが現状であり、復興への歩みを進める上で大きな影を落とすことになっている。そのような現状を打開し、いまだ道半ばである復興をさらに加速させていくためには、外交を司る政府が被災地の情報をより積極的に発信し、各国の反応を収集することにより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックを推進する上での大きな機会となる。Fukushimaの現状が正確に理解され、共感されたことを市民一人一人が実感することこそがさらなる復興への歩みの大きな後押しとなる。オリンピック競技大会の感動を復興への歩みを加速させる力に変えるため、政府においては、東京二〇二〇オリンピック競技大会の感動を復興への歩みを加速させる力に二 地の感謝の気持ちを表す取り組みと現在の元氣な姿を世界に発信すること、あらゆる機会をとらえて東日本大震災時における被災以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 半 沢 正 典

内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
復興大臣
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
あて

(提案理由)

政府に対し、情報の発信と市民が自分たちの感謝の気持ちと復興に歩む元氣な姿が世界に伝わったことが理解できる施策を講じる措置を求めるため本意見書を提出する。